



行政文書公開決定通知書

21 子子事第 10-2 号
平成 22 年 3 月 25 日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成22年 3月11日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

| | | |
|----------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 行政文書の名称 | トワイライトスクール運営主体の選定経過及び評価基準並びに採点結果 | |
| 行政文書の公開の日時及び場所 | 日時 | 平成22年 3月26日 午前 10時20分 午後 |
| | 場所 | 市民情報センター (市役所西庁舎 1階) |
| 行政文書の公開の方法 | 1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴 | |
| 備考 | <決定を行った所管課> 子ども青少年局子ども未来部子ども事業調整室 電話:052-972-3229 | |

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:972-3153 (直通) FAX:972-4127

選定経過

| 区 分 | 日時・会場 | 出席者 | 内 容 |
|-----|--------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成22年1月25日 13時～17時48分 伏見ライフプラザ | 選定委員 7名 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長選任 ・会議の非公開の決定 ・運営主体候補者選定基準 ・学区部会承認 |
| | | 選定委員 7名 学区部会員 22名 (7学区) | <ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション及び ヒアリング審査 |
| 第2回 | 平成22年2月13日 14時30分～17時 鶴舞中央図書館会議室 | 選定委員 7名 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1次評定 ・第2次評定 ・最終評定 |

評価基準

| 区分 | 項目 | 評価の視点 |
|-------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経営理念、財務状況 (10点) | | <ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤が安定し、健全な運営が行われているか ・放課後子ども施策の実績があるか |
| 基本理念・運営方針 (10点) | | <ul style="list-style-type: none"> ・事業趣旨を理解し、明確かつ適切な基本理念を有しているか ・保護者、学校・地域との連携を重視した方針を持っているか ・子どもたちの育みに適切に関わるという意欲が感じられるか |
| 運営スタッフ体制 (15点) | 採用、配置の考え方、役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に適切な人材を確保するとともに、適切な配置により円滑な運営が図れるか |
| | 運営スタッフのシフト・ローテーション、運営スタッフ採用計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業を円滑に実施できる体制となっているか ・具体的な採用計画を持っているか |
| | 運営スタッフの研修計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの役割を理解し、資質向上のための方策が具体的に考えられているか |
| 活動・取組み (35点) | 遊び、学び、体験、交流の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・遊び・学び・体験・交流のバランスを考え自主性・社会性・創造性の育みを目的とした適切な事業計画となっているか |
| | 地域団体、地域住民との連携・交流 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体・地域住民と連携・交流策が適切に考えられているか ・地域住民・地域ボランティアの活用が考えられているか |
| | 配慮を要する児童の受入れ | <ul style="list-style-type: none"> ・実現可能で有効な提案か |
| | 環境への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷軽減に配慮するとともに、児童への適切な指導策が考えられているか |
| 安全管理及び緊急時対応 (10点) | 児童に対する安全管理、事故の防止及び事故発生時等緊急時の対応、感染症等の防止策 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の視点に立った、安全管理が考えられているか ・施設保守、体制の整備、運営スタッフの意識啓発等の実施を適切に考えているか |

| 区 分 | 項 目 | 評 価 の 視 点 |
|--------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|
| 事務関係等 (5点) | 情報保護及び公開 | ・適切な管理体制が出来ているか |
| | 利用者等からの苦情 処理対応 | ・迅速な対応が可能か |
| | その他の事務関係 | ・円滑な事業実施を行うため、事務管理について適正 に行うよう考えられているか |
| 経理関係 (10点) | 事業経費積算の考え 方、委託料積算調書 の額 | ・体制や事業内容に見合った積算か |
| | 経理事務 | ・適正な経理事務、金銭会計事務が確保できるか |
| | 預かり金の徴収の考 え方及び徴収・管理 方法 | ・内容、保護者負担は妥当か ・適正な経理事務、金銭会計事務が確保できるか |
| 関係機関等と の連絡・連携 (5点) | 保護者、学校、地 域、本市との連絡・ 連携 | ・関係を良好に保ち、運営に反映できる対応が考えら れているか |

| 区 分 | 項 目 | 評 価 の 視 点 |
|----------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応募校毎の活 動・取組み (20点) (学区部会意 見) | | <p><部会員における評価ポイント></p> <p>①趣旨の理解</p> <p>②4つのバランス、地域連携・交流の具体性、実現可能性</p> <p>③年間計画の具体性、実現可能性</p> <p>④1日プログラム案の具体性、子どもの視点に立った工夫</p> <p>⑤保護者との信頼関係構築への有効性、具体性、実現可能性</p> <p>⑥学校との連携の具体性、実現可能性</p> <p>⑦運営指導者の採用の考え方、地域協力員及び体験活動講師の確保策の適切性</p> |

採点結果

| 区分 | 応募団体 | | | | | | |
|----------------------|------------------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 評価項目 | (財) 名古屋市 教育ス ポーツ振 興事業団 | A | B | C | D | E | F |
| 経営理念・財務状況 (10点) | 9.1 | 6.6 | 4.3 | 5.7 | 5.7 | 5.1 | 7.7 |
| 基本理念・運営方針 (10点) | 9.1 | 8.0 | 4.9 | 8.3 | 7.1 | 8.0 | 7.1 |
| 運営スタッフ体制 (15点) | 13.3 | 10.7 | 8.1 | 11.1 | 10.3 | 9.9 | 9.9 |
| 活動・取組み (35点) | 28.4 | 28.7 | 16.4 | 27.4 | 24.0 | 25.7 | 20.7 |
| 安全管理及び緊急時対応 (10点) | 8.6 | 8.0 | 5.7 | 6.6 | 6.9 | 7.4 | 6.3 |
| 事務関係等 (5点) | 4.4 | 4.0 | 2.4 | 3.6 | 3.1 | 3.7 | 2.7 |
| 経理関係 (10点) | 8.6 | 7.1 | 5.4 | 7.1 | 6.6 | 7.4 | 6.3 |
| 関係機関等との連絡・連携 (5点) | 4.4 | 4.0 | 2.4 | 4.0 | 3.4 | 3.6 | 3.1 |
| 計 | 86.0 | 77.1 | 49.7 | 73.9 | 67.1 | 70.9 | 63.9 |

| 区分 | 応募団体 | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 評価項目 | (財) 名古屋市 教育ス ポーツ振 興事業団 | A | B | C | D | E | F |
| 応募校毎の活動・取組み (20点) (学区部会意見) | 20 | - | - | - | - | - | - |

注：1 各評価項目ごとに小数第2位を四捨五入し、小数第1位で表示したため、評価項目の計が一致しない場合がある

注：2 複数応募のあったトワイライトスクールについては、学区部会を設置し、学区部会の意見表明を踏まえ、20点を加点

行政文書一部公開決定通知書

21 子子事第 10-3 号
平成 22 年 3 月 25 日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成22年 3月11日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

| | | |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 行政文書の名称 | 藤岡喜美子氏からの書面 | |
| 行政文書の公開の日時及び場所 | 日時 | 平成 22 年 3 月 26 日 ^{午前} 10 時 20 分 午後 |
| | 場所 | 市民情報センター (市役所西庁舎 1 階) |
| 行政文書の公開の方法 | 1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴 | |
| 行政文書の一部を公開しない理由 | <p>名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当 請求に係る行政文書に記載されている個人のメールアドレスは通常他人に知られたくないと認められるものであるため。</p> <p>名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当 請求に係る行政文書に記載されている個人を特定する情報は当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであるため。また、本市職員の個人メールアドレスは、公にすることにより、今後の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> | |
| 備考 | <p><決定を行った所管課> 子ども青少年局子ども未来部子ども事業調整室 電話:052-972-3229</p> | |

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127

2010年1月20日

河村市長さま

経営アドバイザー
藤岡喜美子

トワイライトスクールについて

●現状

- ・審査の過程において、地域部会を設置し、地域の意見を参考として審査を行うことになっている。
- ・地域部会の委員には、申請があつてから、急に地域部会委員としての役割と招集の連絡があり、市のねらい、その意義、審査の過程が理解できないと思われる。
- ・地域部会の参考意見を求めるので、複数申請があつた場合はプレゼンに立ち会うことになってはいたはずだが、予想に反し複数申請されている学区が多く、応募者のプレゼンには希望者が立ち会うこととなっている。地域部会の委員は急な依頼をうけているために、日程の都合がつかない、どのような役割であるのかという理解ができていないと思われ、参加者が少なく、応募者は書類審査だけで判断されることになる。
- ・運営指導者（財団職員）がトワイライトを財団以外が採択をうけたら自分たちは、解雇されるとか、安心な運営がなされるかどうかは疑問であるとの「うわさ」が流されている様子である。

●課題

- ・公平な審査がなされているとは考えにくい。
- ・デキレースの可能性もある。
- ・公募にだしている市の方針が審査委員に伝わっているのか疑問である。
- ・外部団体への事業委託件数を維持するために、NPO法人など数件に委託をだし、その後4年間財団に確実に仕事をだすための戦略であると憶測される可能性がある。

●対策

案1

1. 河村市長がマスコミへの発信を直接おこなう
100を超える申請があつた。財団以外がせめて50ぐらいは財団以外の組織が採択されると競争と選択において公共サービスの質の向上と量の拡充が図れる。
予想外の申請件数であつたので、審査期間、審査方法を変更する。

2. 審査方法の変更の指示

予想外に応募件数が多かったことを理由に審査期間方法を変更される

案2

公募のやりなおし

半年、もしくは1年のばす。財団はあと半年、もしくは1年随意契約で事業を実施し、その後地域にも十分説明して公募し審査を行う。

トワイライトスクール審査についての指示書 (案1の場合)

トワイライトスクールを公募したところ●●●の申請があった。その企画書は、本事業のねらいを十分に理解し、子どもの健全育成に関し、創意工夫が認められるものである。意欲ある事業体が、企画段階において互いに競争し、実施、その成果を切磋琢磨して競争することでよりよいサービスが創出されると思われる。そのためにも公平な審査がなされるように特に留意すべきである。

下記のように審査期間と審査方法を変更する。

1. 申請者による地域部会へのプレゼンの機会を設ける。地域部会の意見を求めるのであれば、地域部会の委員が申請者のプレゼンを聞く機会を設ける必要がある。そのために審査期間は延長する。
2. 市から学区の住民に対し、公募する意義や意味を説明する。
3. 審査委員はトワイライトスクール公募の意義と意味を理解できる審査委員を任命する。市からもその本旨を十分に伝える。

2010年1月26日

河村市長へ

経営アドバイザー 藤岡喜美子

トワイライトスクールについて

昨日審査がありました。100以上複数学区にて公募がある状況で、数か所のみ財団以外の組織が採択という結果であるならば、審査の公平性を調査する必要があります。審査の結果、審査は公平に行われたか、市が明確に説明できるかどうか確認すべきです。50ぐらい財団以外が採択されないと、実施主体の創意工夫による成果において比較ができません。

1. 公募における課題

- ・公募期間が短い
 - ・複数応募があった場合学区単位の地域部会に参考意見を求めることになっている。事前に公募の趣旨、部会の役割について、すべての学区に市が説明にしているが一部のメンバーに対してであり、部会委員には直接説明をしていない。よくわからないままに意見を求められその不満がある。
 - ・地域部会の委員は事前に応募者プレゼンを聞いていない。簡単なペーパーだけで判断を求められている。これまでの財団が有利な状況になっている。
 - ・情報がない状態で、部会委員に無理やり参考意見を求めている。
- <未確認情報、根拠を調査中>
- ・運営指導者、校長など、財団が採択されない場合、混乱を招くことを地域に吹聴している。
 - ・地域部会の会議が始まる前に運営指導者が話をし、判断を左右する情報をだしている可能性がある。

<担当課の課題>

複数の応募は少ないと見込み公募をした

経営アドバイザーとしては、複数応募があった場合に問題があること、地域部会に対する事前説明、地域部会委員が判断するための情報提供は難しいとの指摘を事前に行っている。

2. 審査においてアドバイズしたこと

- ・地域部会の判断は、委員の事前情報の不足、公募の意味などを委員が理解している可能性が低く、あくまで参考意見として取り扱う。(かぎりなく参考意見)
- ・公募をした市の方針を審査委員に明確に伝える
- ・審査基準においてはこれまで財団に対し随意契約であったので実績を重視しない。

・地域部会から、重大な要因が指摘されたり、審査委員の中で結論がわれた場合は再審査も考える必要がある

送信者: "藤岡 喜美子" <[REDACTED]@sf21npo.gr.jp>
宛先: [REDACTED]@city.nagoya.lg.jp>
送信日時: 2010年2月4日 9:06
添付: 100204_トワイライト課題.doc
件名: トワイライトについて

阿部さん

トワイライトについて

審査まで、及び審査において疑義があります

関係者にヒヤリングをしたものをまとめています
河村市長にお渡してください。

あまりにひどい現状です。

審査委員の再選考、再公募がよいと思います。

- 市民フォーラム21・NPOセンター中期戦略2007★3つの柱★
- 1 公共サービスを担い改革するNPOを支援する
 - 2 市民が主役となる新しい政府・行政像を創出する
 - 3 重層的で社会的存在感のあるサードセクターを構築する

特定非営利活動法人 市民フォーラム21・NPOセンター
事務局長 藤岡 喜美子

TEL052-919-0200/FAX052-919-0220/[REDACTED]@sf21npo.gr.jp
〒462-0819

愛知県 名古屋市北区平安1丁目9番22号

URL; <http://www.sf21npo.gr.jp> <http://www.tasukaru.org>

<http://blog.canpan.info/shiminforam>

<http://blog.canpan.info/jacevo/>

2010年2月4日

トワイライトスクールの公募について調査のお願い

経営アドバイザー 藤岡喜美子

下記トワイライトスクール公募に関し疑義があるので調査されたい。下記事実であれば再審査もしくは再公募の必要があると思われます。

また、これまで財団に対し随意契約であれば、過去の実績だけを問うことは、デキレースを意味することになる。

●プレゼンにおける問題

審査委員の審査能力に問題があり、公平な審査が成立しているかどうか疑わしい。

①質問内容が審査と直接関係ない

氏：日本で一番元気のいい子どもたちがいるまち、ナゴヤのタイトルを見て「今までは日本で一番元気がない子どもたちがいるまちナゴヤだったのか？私はショックだ！」との発言があった。

②過去の実績を繰り返し質問

氏

③代表者個人への質問

氏

代表者が代表を務める会社が派遣業務をしているが運営責任者が派遣されるのではないのかこれは今回の公募のルールを知らないと思います。(第三者へ委託や請け負わせることの禁止)

④審査員以外の方から質問

審査委員ではない人からの質問をうけさせられている。

⑤プレゼンのルールが厳守されていない

プレゼン12分、質問は10分であるが40分間質問をうけた。

●審査前の問題

・審査の過程において、地域部会を設置し、地域の意見を参考として審査を行うことになっているが地域部会の委員には、申請があってから、急に地域部会委員としての役割と招集の連絡があり、市のねらい、その意義、審査の過程が理解できないと思われる。

・地域部会の参考意見を求めるので、複数申請があった場合はプレゼンに立ち会うことになっていたはずだが、予想に反し複数申請されている学区が多く、応募者のプレゼンには希望者のみが立ち会うこととなっている。地域部会の委員は急な依頼をうけているために、

日程の都合がつかない、どのような役割であるのかという理解ができていないと思われ、参加者が少なく、応募者は書類審査だけで判断されることになる。

・ ■■■ 小学校では地域部会前に運営責任者がいたようだが臨時の区政協力委員会にしていると思われる。

■■■ 区でも同様の報告を受けた小学校があると思われる。

・ 1月初旬 ■■ 小学校 (■■■ 区) 運営指導者 ■■■ 氏に英語の講師から電話した時の会話「既に移管する学校 2~3 校決定しています。他は変わらなくて心配されなくて大丈夫です」

その他財団とは関係ないですが某議員の発言

1月19日(火)

某団体賀詞交換会において

- ・ 結果はもう決まっている。今回の公募ではどこにも落ちない。
- ・ 最初から決まっている(落ちないことが)のに応募者は気の毒だ。
- ・ 4月から民間委託は開始する。しかし、もうそれはどこか決まっている。
- ・ 学区への根回しなしにこの案件は落札できない。
- ・ 決定権は他でもない、学区のPTAにある。
- ・ どこの誰だかわからないような団体に地域がYESを言うわけないだろう。
- ・ 落札したかったら第1人者である私に言わないと無理です。
- ・ この制度(トワイライト)を作ったのは誰だろう、私です。
- ・ 営利目的の団体には絶対に落札させない。
- ・ 塾を運営しているものが応募しているが、絶対にやらせない。(これは■■■ 区でのシンポジウムで)

送信者: "藤岡 喜美子" <[REDACTED]@sf21npo.gr.jp>
宛先: "名古屋市総務局行政経営室 奥村" <[REDACTED]@somu.city.nagoya.lg.jp>; "阿部さん" <[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp>
"Toshihiro Umino" <[REDACTED]@city.nagoya.lg.jp>
送信日時: 2010年2月16日 8:51
件名: トワイライト

行政経営室立松さま
こども青少年局海野さま
阿部さま

トワイライトについて、担当課に審査について調査の依頼をしてありますが、その後なんの報告もありません。
報告を文書にてくださるようお願いいたします。
最終市長に報告されると思いますが、その前に連絡をいただくことになっていると思います。

そこにコメントを付して市長に意見を申し上げておきます。

以上よろしくお願いたします。

市民フォーラム21・NPOセンター中期戦略2007★3つの柱★

- 1 公共サービスを担い改革するNPOを支援する
- 2 市民が主役となる新しい政府・行政像を創出する
- 3 重層的で社会的存在感のあるサードセクターを構築する

特定非営利活動法人 市民フォーラム21・NPOセンター
事務局長 藤岡 喜美子
TEL052-919-0200/FAX052-919-0220/[REDACTED]@sf21npo.gr.jp
〒462-0819
愛知県 名古屋市北区平安1丁目9番22号
URL; <http://www.sf21npo.gr.jp> <http://www.tasukaru.org>
<http://blog.canpan.info/shiminforam>
<http://blog.canpan.info/jacevo/>

送信者: "藤岡 喜美子" <[redacted]@sf21npo.gr.jp>
宛先: "Toshihiro Umino" <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; "阿部さん" <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>
送信日時: 2010年2月18日 9:49
添付: 100218_トワイライト.doc
件名: Re: トワイライト

●海野さま

トワイライトにつきまして、担当課よりファックスをいただきました。

さらに添付のことにつきましてご回答願います。

必要でしたら、明日の午後1時から訪問すること可能です。本日は東京に出張しておりますので、市民フォーラムの事務所のいご連絡いただくか、携帯へお電話ください。

10時半から12まで会議

1時半から3時半まで来客対応

携帯への電話はそれ以外でお願いします

●阿部さま

市長にお渡しください。

> 特定非営利活動法人

> 市民フォーラム21・NPOセンター

>

> 事務局長 藤岡喜美子 様

>

>

> お世話になります。

> 返信が遅くなりまして申し訳ありません。

>

> トワイライトの審査に関する報告につきましては、

> 早速文書で取りまとめたうえ、子ども事業調整室から

> 取り急ぎファックスをいたしますので、

> よろしく願います。

>

> *****

> 名古屋市 子ども青少年局

> 総務課長 海野 稔 博

>

> 電話 (052)972-3191

> E-mail: [redacted]@city.nagoya.lg.jp

> *****

>

> ----- Original Message -----

> From: "藤岡 喜美子" <[redacted]@sf21npo.gr.jp>

> To: "名古屋市総務局行政経営室 奥村" <[redacted]@somu.city.nagoya.lg.jp>; "阿部さん"

> <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; "Toshihiro Umino"

> <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>

> Sent: Tuesday, February 16, 2010 8:51 AM

> Subject: トワイライト

>

>

>> 行政経営室立松さま

>> こども青少年局海野さま

>> 阿部さま

>>

>> トワイライトについて、担当課に審査について調査の依頼をしてありますが、その後なんの報告もありません。
>> 報告を文書にてくださるようお願いいたします。
>> 最終市長に報告されると思いますが、その前に連絡をいただくことになっている
>> と思います。

>>
>> そこにコメントを付して市長に意見を申し上げておきます。

>>
>> 以上よろしく願いいたします。

>>
>>
>>
>>
>>

「市民フォーラム21・NPOセンター中期戦略2007★3つの柱★」

- ◆ 1 公共サービスを担い改革するNPOを支援する ◆
- ◆ 2 市民が主役となる新しい政府・行政像を創出する ◆
- ◆ 3 重層的で社会的存在感のあるサードセクターを構築する ◆

特定非営利活動法人 市民フォーラム21・NPOセンター
事務局長 藤岡 喜美子
TEL052-919-0200/FAX052-919-0220/████████@sf21npogr.jp
〒462-0819
愛知県 名古屋市北区平安1丁目9番22号
URL; <http://www.sf21npogr.jp> <http://www.tasukaru.org>
<http://blog.canpan.info/shiminforam>
<http://blog.canpan.info/jacevo/>

「市民フォーラム21・NPOセンター中期戦略2007★3つの柱★」

「市民フォーラム21・NPOセンター中期戦略2007★3つの柱★」

- ◆ 1 公共サービスを担い改革するNPOを支援する ◆
- ◆ 2 市民が主役となる新しい政府・行政像を創出する ◆
- ◆ 3 重層的で社会的存在感のあるサードセクターを構築する ◆

特定非営利活動法人 市民フォーラム21・NPOセンター
事務局長 藤岡 喜美子
TEL052-919-0200/FAX052-919-0220/████████@sf21npogr.jp
〒462-0819
愛知県 名古屋市北区平安1丁目9番22号
URL; <http://www.sf21npogr.jp> <http://www.tasukaru.org>
<http://blog.canpan.info/shiminforam>
<http://blog.canpan.info/jacevo/>

「市民フォーラム21・NPOセンター中期戦略2007★3つの柱★」

2010年2月18日

こども事業調整室さま

藤岡喜美子

下記2月4日の担当課へのヒヤリングに対する回答を2月17日FAXにて受け取りました。下記のこと、質問への回答が不足していますので、再度返答願います。【質問】と太字で聞いている部分にひとつひとつ回答してください。

名古屋市として、審査基準に基づき、公平な審査がなされたどうかを明確に説明できることが肝要です。そのためのものであることご理解ください。もしも、何か不都合があった場合はそのことは認めて次の対策をたてていくべきであると思っています。ことは20億の事業です。これまで随意契約のものを公募していますので、担当課のお骨折りは理解をしたうえの質問です。

また今回のことを振り返り、今後このような混乱がないように課題を洗い出し、今後の対策をたてていくことも必要です。公募や審査における課題の洗い出しをおこなってください。事前の私からのペーパーなども参考にしてください。このような事態を予測してアドバイスしています。

名古屋市の経営アドバイザーとしては今後外郭団体の事業を公募するときの基本ルールをつくっていく必要があると思っています。

<枠内は2月4日の質問内容>

●プレゼンにおける問題（プレゼン者からの主訴）

審査委員の審査能力に問題があり、公平な審査が成立しているかどうか疑わしい。

①質問内容が審査と直接関係ない

氏：日本で一番元気のいい子どもたちがいるまち、ナゴヤのタイトルを見て「今までは日本で一番元気がない子どもたちがいるまちナゴヤだったのか？私はショックだ！」との発言があった。

②過去の実績を繰り返し質問

氏

③代表者個人への質問

氏

代表者が代表を務める会社が派遣業務をしているが運営責任者が派遣されるのではないかこれは今回の公募のルールを知らないと思います。（第三者へ委託や請け負わせることの禁止）

④審査員以外の方から質問

審査委員ではない人からの質問をうけさせられている。

上記についての回答は

「質問内容は、提案内容をよく検討するためのものであり、市長に確認をしている」
とのことです。

以下順次さらに質問します。下記の質問に答えるかたちで返答願います。

【質問】

1. 今回、組織としての実績は問わないということで審査基準の項目にないのではないのでしょうか。なぜ組織の実績を繰り返し問う必要があるのでしょうか。
2. 審査委員以外からの質問があったとされています。地域部会からの質問はないと、私との事前協議で確認されていましたがそのことはどうでしょうか。
3. 審査はビデオカメラをとっていたと聞いています。ビデオカメラで撮影していたのかその内容は確認を申し出ましたが、確認をされたのでしょうか。

⑤プレゼンのルールが厳守されていない

プレゼン12分、質問は10分であるが40分間質問をうけた。

回答

事前に時間が前後する旨の文書があるという回答であった。

【質問】

1. プレゼンテーションの時間が前後し、おまかせすることがあるとの案内は事前に行われました。ヒヤリングは10分程度となっています。このふたつから、当日40分間の質問をプレゼン者が審査委員や地域部会から受けたことについての説明を求めています。時間の前後ではなく、10分程度が40分にのびたことについてそれが公平な審査であったかどうかを聞いています。

1. 審査においてアドバイスしたこと

- ・地域部会の判断は、委員の事前情報の不足、公募の意味などを委員が理解している可能性が低く、あくまで参考意見として取り扱う。(かぎりなく参考意見)
- ・公募をした市の方針を審査委員に明確に伝える
- ・審査基準においてはこれまで財団に対し随意契約であったので実績を重視しない。
- ・地域部会から、重大な要因が指摘されたり、審査委員の中で結論がわれた場合は再審査も考える必要がある

【質問】

1. 上記事前アドバイスに対し、担当課としては、どのような見解で審査をおこなったか。
最後に

【質問】

1. 各審査項目に対しどのような採点で、どのような結果であったか教えてください
2. 審査結果は、審査項目に対する採点も含め公開しますか
(指定管理者などでは公開しているところが多くなっていると思います。)

送信者: "藤岡 喜美子" <[redacted]@sf21npo.gr.jp>
宛先: "子ども青少年局総務課 柄澤 克彦" <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>; "阿部さん" <[redacted]@city.nagoya.lg.jp>
送信日時: 2010年2月25日 14:52
添付: 100218_トワイライト.doc
件名: Re: トワイライト回答

柄澤 克彦さま (阿部さま)

市長にお渡しした文書をお送りします
(阿部さん、市長にお渡ししてありますが、念のためにデータでもお送りしておきます)

児玉先生のブログです。
トワイライトについてコメントしてみえます。
<http://blog.livedoor.jp/cdim/archives/51978774.html>

質問の回答をお聞きする日程は3月3日でしょうか
また下記のことを準備してください

各審査委員の採点表
各団体の申請書
審査の議事録

市民フォーラム21・NPOセンター中期戦略2007★3つの柱★

- 1 公共サービスを担い改革するNPOを支援する
- 2 市民が主役となる新しい政府・行政像を創出する
- 3 重層的で社会的存在感のあるサードセクターを構築する

特定非営利活動法人 市民フォーラム21・NPOセンター
事務局長 藤岡 喜美子
TEL052-919-0200/FAX052-919-0220/[redacted]@sf21npo.gr.jp
〒462-0819
愛知県 名古屋市北区平安1丁目9番22号
URL; <http://www.sf21npo.gr.jp> <http://www.tasukaru.org>
<http://blog.canpan.info/shiminforam>
<http://blog.canpan.info/jacevo/>

行政文書非公開決定通知書

21 子子事第 10-4 号
平成 22 年 3 月 25 日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成22年3月11日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

| | |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 行政文書の名称 | 藤岡喜美子氏からの申し入れ時の議事録 |
| 公開しない理由 | 請求に係る行政文書は取得及び作成しておらず、不存在のため。 |
| 備考 | <決定を行った所管課> 子ども青少年局子ども未来部子ども事業調整室 電話:052-972-3229 |

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

21 子子事第 10-5 号
平成 22 年 3 月 25 日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成22年3月11日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

| | |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 行政文書の名称 | 市長と担当職員と選定委員との面談時の書面、議事録 |
| 公開しない理由 | 請求に係る行政文書は取得及び作成しておらず、不存在のため。 |
| 備考 | <決定を行った所管課> 子ども青少年局子ども未来部子ども事業調整室 電話:052-972-3229 |

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

経営アドバイザーの主な意見と経緯

市から
情報提供

| 区分 | 事項 | 経営アドバイザーの主な意見 |
|----------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 21 年 10 月 28 日 | アドバイザーとの会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○トワイライトスクールの運営主体の公募について ・(公募の検討案の説明に対して)「地域部会」の意見は参考程度にすべきである。 |
| 平成 22 年 1 月 14 日 | 来庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○応募について ・応募期間が少し短い。 |
| 平成 22 年 1 月 20 日 | 文書受領 (市長あて) 別紙 1 | <ul style="list-style-type: none"> ○現状 ・「地域部会」への説明が十分でない。 ○課題 ・公平な審査がなされているとは考えにくい。 ・市の方針が「審査委員」に伝わっているのか疑問である。 ○対策 ・案 1 市長がマスコミへの発信を直接行う 審査方法の変更の指示 ・案 2 公募のやり直し |
| 平成 22 年 1 月 26 日 | 文書受領 (市長あて) 別紙 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○公募における課題について ・公募期間が短い。 ・「地域部会」への説明が十分でない。 ○審査においてアドバイズしたこと ・「地域部会」の判断は参考意見として取り扱う。 |
| 平成 22 年 2 月 4 日 | 来庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○審査について ・「審査委員」の審査能力に問題がある。 ・プレゼンテーションにおける質問時間が長い。 |
| 平成 22 年 2 月 4 日 | 文書受領 (市長あて) 別紙 3 | <ul style="list-style-type: none"> ○公募について調査のお願い ・プレゼンテーションにおける問題 ・審査前の問題 |

| 区 分 | 事 項 | 経営アドバイザーの主な意見 |
|---------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 22 年 2 月 16 日 | 文書受領 (市長室、総務局、子ども青少年局あて) 別紙 4 | ○2 月 4 日来庁の際の質問に対する報告について ・報告がない。文書による報告のお願い ・報告にコメントを付けて市長に意見を申す。 |
| 平成 22 年 2 月 18 日 | 文書受領 (市長室、子ども青少年局あて) 別紙 5 | ○2 月 17 日付担当課発信文書を受けての再度の回答のお願い ・プレゼンテーションにおける問題 ・審査においてアドバイスしたこと |
| 平成 22 年 2 月 19 日 | 来庁 | ○選定委員会における候補者選定結果について ・公募したことは評価すべきである。 |
| 平成 22 年 2 月 25 日 | 文書受領 (市長室、子ども青少年局あて) 別紙 6 | ○2 月 18 日付文書に対する回答の日程調整について ・各審査委員の採点表、各団体の申請書、審査の議事録の準備を要望 |
| 平成 22 年 3 月 3 日 | 来庁 | ○選定委員会における候補者選定結果について ・(2 月 18 日付け文書に対する口頭回答に対して) 「地域部会」については参考程度で一貫して言ってきた。 ・プレゼンテーションの質疑応答時間をタイムキープするのは大切だ。 |

市長と選定委員の面談

| 区 分 | 内 容 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出席者 | 松本 一彦 選定委員 ほか4名 |
| 意 見 | <p>(市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤岡アドバイザーや学区部会員からの情報で、選定に関して、いろいろな声を聞いている旨を説明し、選定委員に対し事実を確認 ・今回の選定に競争性を導入した趣旨を説明 ・面談の目的は、選定において公正を保持するためであり、特定の団体をお願いする趣旨ではない旨を説明 <p>(選定委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員としてどの応募団体に対しても公正・公平に審査している。 ・保護者などそれぞれの立場から、子どもにとってどの団体がいいのかという視点で審査している。 ・確認した学区部会では、意見の取りまとめにあたり公正に議論されていた。 |

行政文書非公開決定通知書

21 総監第 11 号
平成 22 年 3 月 25 日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋克実様

実施機関

名古屋市長 河村たかし



平成22年 3月11日に請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政文書の名称 | ① すこやか職務ヘルプライン 通報・相談シート (平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 10 日まで) ② すこやか職務レポート (平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 10 日まで) |
| 公開しない理由 | ①について、公にすることにより、職員が委縮してしまい相談を行わなくなるなど、透明な市政運営を推進し、組織としての自浄能力の向上を図るというすこやか職務ヘルプライン制度の適正な運営に支障が生じるおそれが出るため (名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当)。 ②について、請求に係る期間に、各所属からすこやか職務レポートに係る報告を受けた事案はなく、対象となる行政文書が存在しないため。 |
| 備考 | <決定を行った所管課> 総務局職員部監察室 TEL : 0 5 2 - 9 7 2 - 2 1 1 8 |

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。